

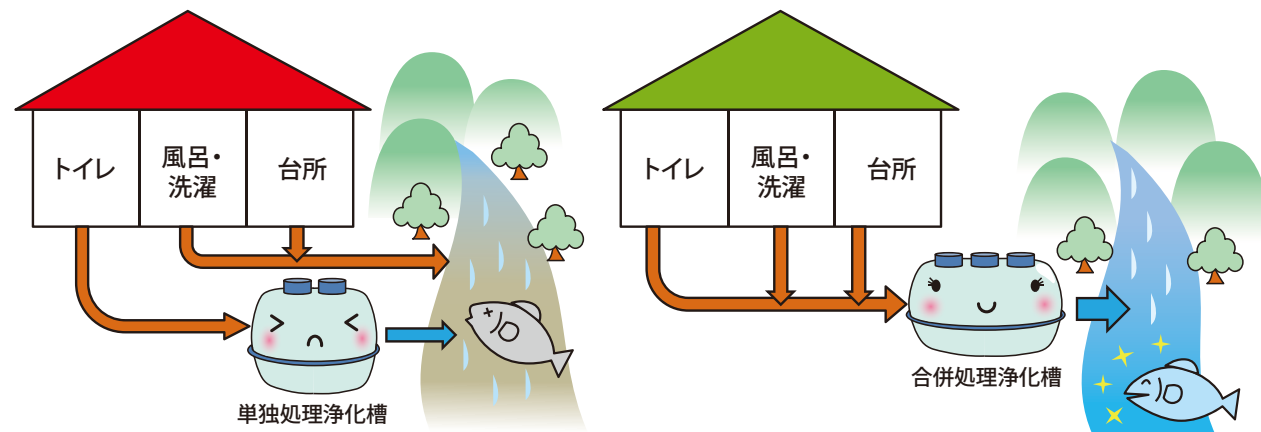
単独処理浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽には、トイレ排水だけを処理する『単独処理浄化槽』と台所や風呂、洗濯排水等の生活雑排水と一緒に処理する『合併処理浄化槽』があります。

単独処理浄化槽を設置している場合は、生活雑排水については処理をしていないので、河川等に流れる排水の汚れは合併処理浄化槽の約8倍になるといわれています。

(平成12年の浄化槽法の改正(平成13年4月1日施行)により、単独処理浄化槽の設置は実質的に禁止されました。)

単独処理浄化槽をお使いの皆さまは、水環境保全のためにも合併処理浄化槽への転換をお願いします。



問い合わせ先 (届出・報告の提出先)

行政機関 / 担当課	所在地	電話番号	対象市町村
備前県民局環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9806	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7066	笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1227	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
岡山市環境局環境保全課 浄化槽対策室	〒700-8554 岡山市北区大供1-2-3	086-803-1294	岡山市
倉敷市環境リサイクル局 下水道部下水計画課 合併浄化槽設置推進室	〒710-8565 倉敷市西中新田640	086-426-3583	倉敷市

浄化槽を設置・使用されている皆様へ



浄化槽は、微生物の働きを利用して、トイレ排水や生活雑排水の汚れをきれいにし、用水路などへ流しています。

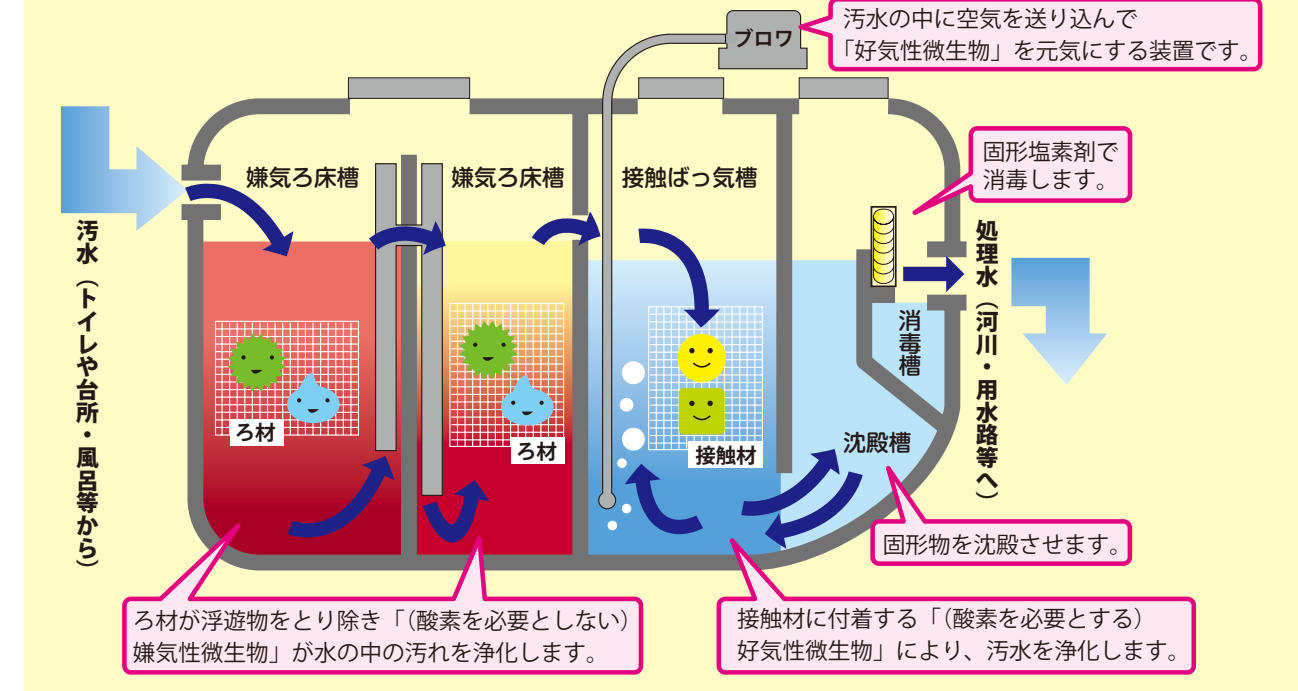
美しく豊かで快適な水環境を守るために、浄化槽の正しい使い方と維持管理について理解を深めましょう。



浄化槽のしくみ

浄化槽では、自然の中に生きている「微生物」たちが汚れを食べて水をきれいにします。

「嫌気ろ床接触ばっ気方式」の合併処理浄化槽の例

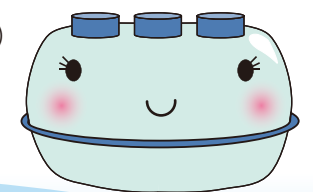


適正な維持管理って？

浄化槽は一度設置をすれば放っておけばよいというものではありません。浄化槽の機能が十分発揮されないと、河川の水質悪化や悪臭、害虫の発生につながるとともに、浄化槽の機能の回復に余分な費用がかかることもあります。浄化槽はきちんとチェックやメンテナンスを受けることが必要です。

浄化槽管理者(浄化槽の所有者(※1))は、適正な維持管理(保守点検・清掃)や水質検査をするよう浄化槽法で義務づけられています。

(※1) 借家等の場合、浄化槽の使用者が浄化槽管理者となることがあります。



保守点検 (浄化槽法第10条)

【内容】

浄化槽の各装置や機械類が正常に動いているかどうか、浄化槽全体の運転状況や放流水の状況はどうか、汚泥のたまり具合はどうか、配管やろ材が目詰まりしていないかなどを調べます。浄化槽の清掃が必要な時期も判断します。

【回数】

浄化槽の種類や大きさに応じて、回数が定められています。(※2)

(一般的な家庭用浄化槽は年に3回～4回以上)

ただし、ブロワ設備等の作動状況の点検や消毒剤の補給は毎月1回以上必要です。(※3)

【委託先】

知事(岡山市及び倉敷市内にあっては各市長)の登録を受けた保守点検業者



いぬっち

清掃 (浄化槽法第10条)

【内容】

浄化槽の運転に伴って発生する汚泥などがたまっていくと、浄化槽の機能に影響が生じ、十分に汚水の処理がされなかったり、悪臭を発生する原因になります。そのため、汚泥などを取り除き、付属装置や機械類を掃除する必要があります。

【回数】

毎年1回以上(ただし、全ぱっ気方式の浄化槽はおおむね6月ごとに1回以上)

【委託先】

市町村の許可を受けた清掃業者



さるっち

水質検査 (浄化槽法第7条及び第11条)

【内容】

浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを確認するために、浄化槽法で定める水質に関する検査を受けなければなりません。検査には、「設置後検査」と「定期検査」の2種類があり、それぞれ浄化槽の外観検査、書類検査、水質検査を実施し、総合的に「適正」、「おおむね適正」、「一部改善」、「不適正」の4段階で判定します。

1 設置後検査 (浄化槽法第7条)

浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかどうかを検査する。

2 定期検査 (浄化槽法第11条)

浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、機能が十分発揮されているかどうかを検査する。

【回数】

1 設置後検査 使い始めて3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に1回

2 定期検査 毎年1回

【検査機関】

知事の指定を受けた検査機関

((一社)岡山環境検査センター・(公社)倉敷環境検査センター・(公財)岡山県健康づくり財団)

Q 水質検査結果が「改善を要する」となったときは、どうしたらいいの？

A 浄化槽の保守点検業者や工事業者等に相談し、早急に対応してください。



浄化槽の正しい使い方とは？

【トイレでは…】

- トイレトーパーを使用し、ティッシュペーパー、紙おむつ、衛生用品、たばこの吸い殻などは流さない。
- 洗剤を使用する場合は、浄化槽に対応しているタイプのもを選び、適量使用を必ず守る。

【台所では…】

- 水切りネットを利用して野菜くずなどを流さないようにする。
- 使用後の天ぷら油は流さないで、市町村の回収に出すなどする。

【洗濯では…】

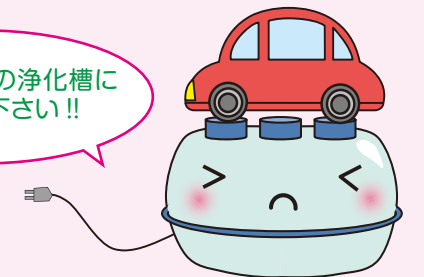
- 洗剤や漂白剤は適量を計って使う。

フタの上に重たいものを置かないで!!

【浄化槽や汚水マスでは…】

- 浄化槽のブロワの電源は切らない。
(電源を切ると、微生物が死んでしまい、水がきれいになりません。)
- 浄化槽のマンホールのフタの上に物を置かない。
- 台所から流れ込む汚水マスは適時清掃する。

日頃から自宅の浄化槽に関心を持って下さい!!



電源は入れたままで!!

こんなときは届出を!! (届出・報告の提出先は次のページをご覧ください。)

こんなとき	何を	いつまでに
浄化槽の新設や構造変更をするとき (建築確認申請時に必要書類を添付した場合は不要)	浄化槽設置(変更)届出書	工事着手の21日前まで ※型式認定浄化槽は10日前まで
浄化槽の使用を開始したとき	浄化槽使用開始報告書	使用開始日から30日以内
(相続や売買等により、) 浄化槽の管理者が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	管理者変更日から30日以内
(住む人がいないなどの理由で、) 浄化槽の使用を一時中止したとき	浄化槽休止届出書	速やかに
浄化槽の使用を再開したとき	浄化槽使用再開届出書	速やかに
(下水道等への接続や建物の取り壊しなどに伴い、)浄化槽を廃止したとき	浄化槽使用廃止届出書	廃止日から30日以内
浄化槽設置(変更)届出書の提出後、浄化槽工事を中止したとき	浄化槽工事中止届出書	速やかに

(※2) 環境省関係浄化槽法施行規則第6条

(※3) 岡山県浄化槽水質管理実施要綱第4条、岡山市浄化槽水質管理実施要綱第4条、倉敷市浄化槽水質管理実施要綱第4条